

平成28年熊本地震にかかる財産形成貯蓄の払出しに関する取り扱いについて

平成28年熊本地震により被害にあわれたみなさまには、心よりお見舞い申し上げます。  
みずほ信託銀行株式会社（社長：中野 武夫）は、被災されたみなさまのお役に立てますよう財産形成貯蓄の払出しにつき、解約手数料・振込手数料を下記の通りお取り扱いいたします。

記

1. 解約手数料、振込手数料

	通常		今回の 取り扱い
解約手数料 (財形信託)	元本1,000円につき1円		免除
振込手数料 (財形信託) (財形定期)	当行同一支店あて	無料	
	当行他店・みずほ銀行あて	324円 <sup>(1)</sup> 、540円 <sup>(2)</sup>	免除
	他行あて	648円 <sup>(1)</sup> 、864円 <sup>(2)</sup>	免除

(1) 振込金額3万円未満 (2) 振込金額3万円以上

2. 要件

要件1、要件2のいずれかを満たした場合、解約手数料、振込手数料を免除いたします。

<b>要件1</b>	支払請求書の支払理由に「震災」「罹災」「地震」等、本地震による支払である旨が記載されていること、かつ支払請求書の住所が「熊本県」であること。
<b>要件2</b>	支払請求書に罹災証明書が添付されていること。

3. 期限

2017年6月30日(金) 当日受付分までといたします。

なお、期限の延長を行う際は、当行ホームページにてお知らせいたします。

以上